



### ◆プロフィール◆

市川市生まれ。双葉幼稚園卒園。市川市立鶴指小学校卒業。市川市立第八中学校卒業。千葉県立市川北高校卒業。聖徳学園短期大学卒業。清水建設株式会社。市川市議会議員を2期勤め、2015年4月千葉県議会議員に初当選。



## 一般質問で県議会初登壇

### 子育て・教育をメインに財政、防災、道路問題を取り上げる

市川市議会議員2期の経験を活かし、県議会に初当選後は、子育て支援や教育、高齢者福祉や街づくりといった政策を引き続き柱として掲げ、日々の活動に全力をあげています。

12月定例会議会では一般質問で初登壇をし、財政問題や子育て支援、教育、防災、道路問題について質問をしました。

#### 子どもの貧困の解決「児童相談所」

子育て支援については社会問題化している「保育士確保」について、6人に1人が貧困とされている「子どもの貧困」について児童虐待が増加傾向になる中で重要な役割を担っている「児童相談所」について質問をしました。

#### いじめ・不登校の問題 対策学習・サポーター

また、教育については、昨今のいじめや不登校の深刻化をうけ、生徒や保護者の悩みを止め、学校のカウンセリング機能を高めるために大切な「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」について、児童生徒の学力向上をはかるための地域人材の派遣事業として行なわれている「学習サポーター」について質問しました。

その他、防災関係から洪水ハザードマップについてや、地元市川市における道路問題について質問しました。守屋議員の質問と森田知事の答弁を特集します。



## 子育て支援

#### 保育士確保について

待機児童対策は対策の両輪である施設整備と保育士確保を併せて進める必要がある。新設する保育所の一部では保育士確保が思うように進まず、初期の定員を縮小して運営している施設もあると聞く。各自自治体は保育士確保に財政投入をし、人材確保に努めているが、比較的財政の豊かな自治体と一般の自治体とは、児童福祉の水準に格差が生じてしまっている懸念がある。そこで保育士確保対策について県はどのように考えているのか。

#### ◆森田知事の答弁

待機児童解消のためには、保育所整備が必要であり、施設の対応する保育士の確保は大変重要と考えている。そのため県では「ちば保育士・保育所支援センター」を開設し、①潜在保育士の再就職の斡旋や復職に向けた研修 ②「ちば保育のしごと 就職フェスタ」などの就職面談会 ③保育士養成施設に対する県内保育施設への就職の働きかけ ④県内ハローワークへの出張相談会などを実施している。

また、今年度は、県で実施する通常の保育士試験に加え、国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士試験を10月に実施し、受験機会の拡大を図ったところである。

#### 再質問

①養成校と協力をして課題を捉え対策に反映すべきと考えるが

②若年層が保育士を目指す取り組みをすべきではないか。

#### ◆答弁

①保育士・保健所支援センターにて、県内保育所への就職面談会を実施しており、県内養成施設にも参加の呼びかけを行っているところである。今後、卒業予定者の県内保育所への就職促進を図るため、養成施設との意見交換を行い、必要な対策を検討していきたい。

②保育士・保育所支援センターにおいては、早い段階から実際の保育現場を見て、保育士の仕事に興味を持ってもらうよう、高校生等も対象とした保育所への見学会を実施しているところである。今後、保育士を目指してもらうための効果的な他県での取組事例を参考に検討していく。

#### ★要望

県内保育士の年収は、全国的に見ても高いとは言えない。国の進める処遇改善を県としても手を打っていかねばならない。県内での保育士確保への方策を県として打っていただくことを要望する。

#### 子どもの貧困

平成25年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められた。当該大綱の第9条第1項の規定により県では「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定中である。

そこで何う。①県として、計画策定に当たり貧困の連鎖についてどのように考えているか。また、貧困の連鎖にどう対応していくのか。②本県の計画策定において、新規事業はどのように検討したのか。

#### ◆答弁

①計画策定に当たっては、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢と希望を持って成長し、「千葉で生まれ育つてよかった」と思える社会の現実を目指すこととしている。そのために、生活保護を受けている子どもの高等学校や大学等への進学率など10の指標を設定し、「教育の支援」、「生活の支援」、「経済的支援」を4つの重点的支援施策として定める。この計画に基づき、市町村や関係機関と連携しながら、子どもの貧困対策を推進していく。

②今回の計画策定の際に実施した、生活保護を受けている子どもがいる保護者に対する調査において、多くの方から「一つの相談窓口からニーズに応じた支援へのつながり」が重要であるとの回答を得られた。それに伴い、個別の支援事業や、窓口となる部署等を整理したガイドブックを新たに作成し、相談支援期間等に配布する。また、今後、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況を確認し、市町村や関係機関の意見を聞きながら対応していきたいと考えている。

#### 再質問

ガイドブックには、県民にとってわかりやすいように、具体的な支援内容に合わせて金額などを明記すべきと考えるがどうか。

#### ◆答弁

4つの重点的支援施策ごとに、個別事業の内容、支援金額や貸付金額などについては、具体的な金額を明記していく。

#### ★要望

必要に応じて、見直しを行う際は、新規事業に併せて、各事業について、実施主体や、国や県、市町村などの補助率、こういったものを盛り込んでいただくよう要望する。

#### 児童相談所について

児童虐待、ネグレクト、育児放棄などといったことは年々増加傾向にある。また千葉県では28年度情緒障害児短期治療施設開設が予定されており、その判断を行う児童相談所の役割が一層重要になってくると認識している。一方で県内各施設は老朽化も著しい施設や収容をはじめとする施設能力に不足が生じている施設も見受けられる。国は政令市や30万人程度の人口の自治体においても児童相談所を設置できるようにとした。そこで何う。

①県として、児童相談所を設置する事について市への働きかけはどのように考えているのか  
②児童相談所の設置を検討している市に対し、県はどのような支援を行うことができるのか。

#### ◆答弁

①児童福祉法の改正により、平成18年4月1日から指定都市以外でも中核市程度の人口規模を有する市であれば、児童相談所を設置することが出来るようになった。設置にあたっては、相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置などを一貫して行うことが出来る人的体制の整備が必要である。今現在、全国で設置した市は2ヶ所に留まっている。県としては住民にとってよりきめ細やかな相談支援体制を提供する観点から、引き続き県内中核市と意見交換を行っていく。

# 表からの子育て支援

②児童相談所の設置を検討している市に対しては、業務を遂行するための専門的知識や技術を習得するための研修職員の受け入れ、設置後の職員の派遣、市外の児童福祉施設の入所に関する広域的な調整など、市と丁寧な話し合いをしながら、必要な支援を行っていく。

## ★要望

市と丁寧に話し合いながら必要な支援をすることだが、しっかりと協力体制を組めるようにしていただきたい。  
国は児童虐待・DV対策総合支援事業に力を入れてくるので、是非機運を逃すことのないようにその動向を見据え、県が持つ児童相談所に反映していただきたい。

## スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

県内の平成27年度の配置率は小学校10.1%、中学校10.0%、高等学校65.0%となっている。スクールカウンセラーについては、国のいじめ対策等総合推進事業の中でも重要性が記載されており、今回の貧困対策においても盛り込まれていることから、本来の業務にさらに業務内容が増え、状況から一層の増員が望まれる。

同時に千葉県のスクールソーシャルワーカーは現在5名となっている。千葉県のHPによると28年度採用予定者は10名の予定となっており、増員が期待される。併せて考えていかなければならないのが質の担保、質の向上である。そこで何う。

- ①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業の取り組みはどうか。
- ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの資質の

向上にどう取り組んでいるのか。

## ◆教育長答弁

①スクールカウンセラーについては、不登校関係、性格、身体に関する悩み、対人関係の悩みに関する相談を多く行っており、児童生徒の心のケアや、保護者、教職員への助言・援助により、児童生徒の悩みや不安の解消に努めている。また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が抱える問題の解消に向けた関係機関への訪問活動や、ケース会議の開催など、関係機関とのネットワークの構築や連携を通して、児童生徒や保護者への支援に努めている。

②県教育委員会では、すべてのスクールカウンセラーを対象に、年2回の研修会を行い、具体的な事例を用いたグループ協議や情報交換などを実施し、実践力の向上等に努めている。加えて、経験豊かなスクールカウンセラーとして、スクールカウンセラーに直接指導・助言に当たっている。また、スクールソーシャルワーカーについては、年5回の研修会を開催し、事例検討会を開くとともに、他の職種と連携した効果的な取り組みについて具体的に協議するなど、今後の実践に生かせるように工夫している。今後も、スクールカウンセラーの資質向上に向けて、研修等の充実に努めていく。

## 学習サポーター事業について

千葉県の学力は全国で23位となっており、一層の学力向上に向けた取り組みが必要と一方で先生の業務は増え、生徒とじっくり向き合う時間が少ない状況とも伺っている。そのような観点からも学習サポーター事業は更に進めていくべきであり、同時に当該事業に限らず、生徒の学びをサポートする人材を配置していくべきと考える。そこで何う。

- ①学習サポーター派遣事業の取り組み状況はどうか。

②学習サポーター派遣事業のこれまでの成果を踏まえて、今後の取り組みをどう考えるか。

## ◆教育長答弁

①学習サポーター派遣事業は平成25年9月に開始し、現在公立小中学校165校に、退職教員等を「学習サポーター」として派遣している。派遣先の学校においては、各学校の実情に応じて、放課後の補習事業、授業中における学習支援、家庭学習の充実や習慣化に向けた支援を行うなど、学校全体として組織的な学習支援体制を確立して効果的な運用に努めている。

②学習サポーター派遣校から、授業中きめ細やかな対応ができたことで、児童生徒の学習意欲を保つことや、喜びや達成感を味わわせることができた。家庭学習をこまめに点検することで、家庭学習の習慣化につながった。など、学習サポーターに対する良好な報告がなされている。今後とも、効果的な取り組み事例を広く県内の小中学校に紹介するなど、本事業のより一層の充実を図りたいと考えている。

## 県道市川柏線について

現在県が事業中である県道市川柏線の市川市八幡地先の歩道整備については平成9年から行っている。現状は拡幅された車道部にはガードレールが設置されているが渋滞の著しい部分の迂回路となる市道と連絡可能な交差点部分については先行整備し、供用してほしいところであり、市川市からも要望が上がっている。



# 道路問題

と認識している。また、不二女子高等学校付近から菅野交番地先までの延長350メートルの早期供用開始と事業区間延伸について望まれている。そこで何う。

## ◆答弁

県道市川柏線の市川市八幡地先については、京成八幡駅を利用する通勤、通学の歩行者や自転車が非常に多く、また近接する2つの市道の交差点に右折レーンが設置されていないことから、朝夕を中心に渋滞が発生。県では、安全で円滑な交通を確保するため、延長350メートルの両側歩道の拡幅、併せて2箇所の交差点改良を実施。これまでに、片側210メートルの歩道拡幅が完了し、現在、右折レーン設置に必要な用地取得を進めている。引き続き、地元のご理解、ご協力を得ながら、事業の推進に努めていく。

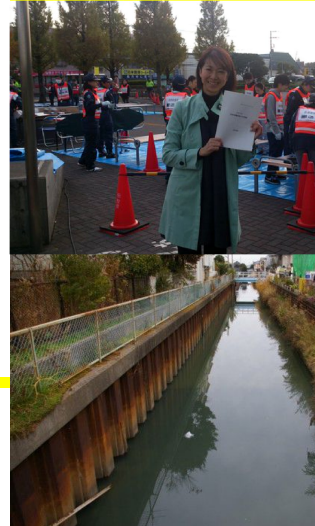
## 再質問

県道市川柏線の国道14号に抜けるための交差点について、先行して供用する考えはないか。

## ◆答弁

当該交差点は近接する交差点と区間距離が短く、右折レーンを設置するには、車線を移行するためのシフト長が不足することから、どうしても用地の取得が必要である。そのため、安全で円滑な交通を確保するには、やはり近接する2つの交差点の一体的な整備が必要である。引き続き、地元のご理解、ご協力を得ながら、進めていきたいと考えている。

# 防災問題



## 派川大柏川について

派川大柏川の整備について、真間川水系のうち派川大柏川については平成16年度に休工となっていることもあり、沿川で多くの浸水被害が発生しており、沿川住民から河川改修の早期完成を求める要望があげられている。市川市では排水施設整備や雨水流出抑制対策の強化等様々な対応を進めているが、抜本的な河川事業の完遂が必要不可欠である。そこで何う。

派川大柏川の整備について、事業の早期完成が求められているが、整備促進への取り組みはどうか。

## ◆答弁

派川大柏川については、平成8年から事業着手したが、平成16年度に一時中止としたところである。一昨年の台風26号では、沿川に浸水被害が発生し、地元より「河川改修の早期完成」について要望が出されたため、今年度より、地形調査や土地利用の変化、雨水排水の状況などの調査に着手。今後は、この調査結果を踏まえ、土地利用に合わせた、新たな整備内容への見直しについて検討していく。

## ハザードマップ上にある避難所について

国土交通省及び都道府県では降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を

洪水浸水想定区域として指定し、それをもとに浸水想定区域を含む市町村長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項を記載したハザードマップを作成し、住民の方々に周知している。そこで何う。

## ◆答弁

市内全市町村における避難所数は平成27年11月1日調査時点で2100か所、このうち洪水ハザードマップ上の浸水想定区域にある避難所数は264か所、この内訳は、想定される浸水よりも高い位置にある避難所が203か所、浸水時は使用しない避難所が61か所となっている。県としては、市町村に対して、避難所は災害による影響が比較的少ない場所にあるものを指定するように求め、適切な避難体制を構築するよう助言していく。

## ★要望

洪水の際は使わない避難所や浸水の深さより高い位置に避難所があるなど、各市町村の地形の特徴もあり、個々の判断が必要だが、危険箇所を位置している場合には徹底した指導を行ってほしい。災害の種類によってはしっかりと機能を果たせる場所であれば、避難してきた県民の安全が確保できるような体制を整備するよう助言を行ってほしい。

昨今のゲリラ豪雨の際、水があふれていて、避難所に行けなかったという声も聞かれたので、避難所までの経路の確保についても助言指導し、県民が戸惑うことのない避難所体制作りを強く要望する。